



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1 - 4 0
三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

シリーズ『みんなの税制改正』

消費税法の改正 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

消費税の納税額の算出方法には、「一般課税方式」と「簡易課税方式」という2つがあります。このうち「簡易課税方式」については、平成26年3月に行なわれた消費税法施行令等の一部改正に伴い、これまで5種類だった「みなし仕入率※」と呼ばれる事業区分が、6種類になりました。結果的に、簡易課税方式を採用する金融業及び保険業、不動産業者は、納税する消費税額が増えることとなります。

- 【改正の概要】
- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ(みなし仕入率60%⇒50%)
 - ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ(みなし仕入率50%⇒40%)

事業区分	事業の種類	みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】	事業区分
第一種事業	卸売業	90%	90%	第一種事業
第二種事業	小売業	80%	80%	第二種事業
第三種事業	農業、建設業、製造業等	70%	70%	第三種事業
第四種事業	飲食店業、その他の事業	60%	60%	第四種事業
	金融業及び保険業		50%	
第五種事業	理美容業、サービス業(飲食店業を除く)	50%	50%	第五種事業
	不動産業		40%	

※みなし仕入率とは……簡易課税方式では、仕入や経費を支払う際に上乗せされた消費税が実際にいくらあったかを計算せず、課税標準額(おおまかに言うと売上)に対する消費税額に90%~50%(改定後は40%)を掛けて計算した金額を、仕入や経費にかかった消費税額として計算します。この%のことをみなし仕入率と言います。このみなし仕入率が高いほど、消費税の納税額は少なくなります。

【適用開始時期】 この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。(個人は平成28年)ただし、次の経過措置が設けられています。

【経過措置の内容】 平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても、当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう (源泉所得税納付)

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月~6月分の源泉所得税の納付が必要です。

(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は7月10日(木)です。

源泉所得税納付事務集合相談会 集合指導形式(各自ご自分で作成されたものを確認します)	
会 場	福岡県青色申告会連合会 会議室 (パソコン教室)
日 程	7月7日(月)・8日(火) 10時~12時 13時~16時 ※所要時間はおおむね30分程度です
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月~6月までの合計額) ・扶養控除等申告書 ・税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙) ・従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日 ・印鑑
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※ 代行依頼の場合は、2,160円(一事業所)になります。

※上記日時に必ずご出席下さい。
上記以外の個別指導の場合は有料になります。

平成26年分所得税の予定納税の準備はお済みでしょうか！

平成26年分所得税の予定納税

平成25年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(木)に平成26年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成26年分の所得税の見込税額が平成25年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成26年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1) 7月減額申請

平成26年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(火)までに税務署に提出しなければなりません。

(2) 11月減額申請

平成26年11月30日の現況で申告納税見積額を計算し、11月17日(月)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成25年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(平成26年分は年1.9%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。



労働保険の 年度更新を お忘れなく！

平成26年6月2日(月)～7月10日(木)

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営等を図るため国が直接運営している、法律で加入が義務付けられた保険制度です。平成26年度は労災・雇用保険料率の改定はありません。平成24年4月改定の料率で計算して下さい。

税務相談日のお知らせ

(税理士による無料相談)

ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

6月3日(火)・6月16日(月)・7月7日(月)

※各日10時～12時 / 13時～16時
※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

青色申告会で帳簿入力！ 教室を無料自習室として 開放しています！



帳簿の進み具合はいかがですか？自宅や事務所だと、他の用事で集中できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そんなときには、事務局のパソコン教室で集中して帳簿の入力をされてはいかがでしょう？持参される物は、通帳や領収書等の日常取引の入力に必要な書類とUSBメモリだけです。

パソコンは教室に準備しております。

分からない事はその場でスタッフに質問できます。

特に来年から消費税の課税事業者になる方は、計算方法の選択により届出書の種類が違います。選択を誤ると納税額にかなり差が出る場合もあります。なるべく早目に記帳を済ませて、事前にシミュレーションができるようにしておきましょう。

※講習会等で教室を使用している場合は利用できませんので、事前にご予約をお願い致します。

※記帳確認も一緒にご希望の場合は、その旨をお申し付け下さい。

6月27日(金)は口座振替日です。

同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。

ご不明な点がございましたら、**6月17日(火)**までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいますようお願い申し上げます。

行事予定日	行事内容
6月13日(金)	福岡県青色申告会連合会 定時総会(事務局は閉めます)
6月11日(水)～20日(金)	博多税務署・商工会議所と共催の説明会
6月24日(火)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
6月27日(金)	当会会費口座振替日
7月7日(月)～8日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は表面をご覧ください
7月10日(木)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
H P : http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集 後記

5月より新しい男性職員が増えました!事務局にまだ不慣れですので、しばらくは何かとご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、温かいご指導のほど、よろしく願い申し上げます。
6月13日は当連合会の総会です。この日は事務局を留守に致しますのでご了承下さい。ところで、祇園支部にはまだ総会がありません。その代わりと言ってはなんですが、夏には「ビアガーデン」、秋には「会員の集い」の開催を予定しております。異業種交流会も兼ねておりますので、奮ってご参加下さいますよう、よろしく願い申し上げます♪